

科学技術人材育成費補助金 Q & A

「テニュアトラック普及・定着事業」

「ポストドクター・キャリア開発推進事業」

「女性研究者研究活動支援事業」

追加版 Q&A

平成 24 年 2 月 27 日

文部科学省

科学技術・学術政策局

基盤政策課

ポストドクター・キャリア開発事業

<補助金関係>

Q 代表機関、共同実施機関に所属しないポストドクターを本事業に参加させることは可能か。

A 参加させることは~~できません~~可能です。

《新規》

I. テニユアトラック普及・定着事業

<申請関係>

Q 教授は全員公募制であるが、テニユアトラック制で採用した准教授は必ずテニユアの教授に昇任させなければならないのか。

A 教授への昇任は必須ではありません。研究主宰者としての研究環境が維持されているのであれば、テニユアトラック准教授からテニユアの准教授で構いません。

Q 1大学に補助の上限があって、既に選定されている部局がある場合には、補助の上限を超えるため、他部局からは申請ができないのではないか。

A 本事業は、部局単位の申請が可能であり、部局毎に審査を行います。また、1大学の補助上限はありません。

Q 産休・育休により、博士号取得後10年を超えている研究者は支援対象となるのか。

A 産休・育休により博士号取得後10年を超える場合には、支援対象とします。但し、その場合であっても、本事業は「若手研究者」に対する支援であることから40歳未満とします。

Q テニユアトラック教員を支援等する担当教員の雇用経費はテニユアトラック教員を5人以上雇用することが要件となっているが、自主的経費で雇用しているテニユアトラック教員や旧科学技術振興調整費「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」で雇用しているテニユアトラック教員も対象となるのか。

A ここでいうテニユアトラック教員とは、「テニユアトラック普及・定着事業」によって雇用しているテニユアトラック教員に限定しますので、自主的経費で雇用しているテニユアトラック教員や旧科学技術振興調整費「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」で雇用しているテニユアトラック教員は対象とはなりません。

Q テニユアトラック教員を支援等する担当教員の雇用経費の用途は、教員の雇用経費に限定されるのか。

A テニユアトラック教員が研究に専念できるように集約的に支援する業務に従事し、若手研究者間交流の調整や学内普及啓発活動を行うなど、機関内においてテニユアトラック制を円滑に実施する役割を果たすことが可能であれば、職員の雇用も可能とします。当該業務を複数人で分担することも可能とします。

また、テニュアトラック教員を支援等する業務に係るものであれば、事業実施費として支出することも可能です。

Q テニュアトラック教員を支援等する担当教員の雇用経費は、5年間（補助事業期間）交付されるのか。

A 5年間交付することとします。

Q 若手の博士研究員を雇用するかどうかは、新規のテニュアトラック教員が特定されて初めて確定することとなるが、その場合はどのようにすればよいか。

A 若手の博士研究員を雇用しないことが確約されている場合以外は、「キャリア支援の活動計画」を作成することとしてください。なお、「キャリア支援の活動計画」を作成した場合において、若手の博士研究員を雇用しなかったときは、「キャリア支援の活動計画」は中間評価等の対象とはしません。

Q 機関様式2「若手研究者支援等に関する機関の取組概要」については、「2枚以内で記述してください」とあるが、テニュアトラック制の推進体制の体制図を添付する場合には、2枚を超えることは可能か。

A 「若手研究者支援等に関する機関の取組」については2枚以内で作成してください。体制図を入れると2枚を超える場合には、体制図（1枚）を別紙として作成ください。

Q 機関様式3「テニュアトラック制に関する年次計画概要」中に「テニュアトラック教員新規採用人数（自主的取組）」を記入する欄があるが、何年度まで記入したらよいか。

A 自主的取組がある場合には、補助金の申請に合わせ、平成25年度まで記入してください。

Q 平成23年度の選定により、テニュアトラック制実施のための経費（500万円程度）が措置されている場合において、平成24年度に新たに別の部局等において申請を行う場合には、テニュアトラック制実施のための経費（500万円程度）は様式上どうすればよいか。

A 平成23年度の選定により、テニュアトラック制実施のための経費（500万円程度）が措置されている場合には、平成24年度に別の部局等が選定されたとしても重複して措置されませんので、計上しないでください。また、機関様式4、「2. 平成24年度所要額の内訳」、「(2) テニュアトラック制実施のための経費」、「②機関本部」等には「平成23年度選定分に計上済み」と記入してください。

<審査関係>

Q 機関様式4「1. 所要額（全体計画）」の「自主的取組」の「自己負担額」には、何の金額を記入すればよいのか。また、自主的取組は審査の対象となるのか。

A 自主的取組によるテニュアトラック教員新規採用に係る自己負担額を記入してください。また、自主的取組は、審査の対象となります。

<その他>

Q テニュアトラック教員の募集及び選考・採用に関する要件として、若手研究者を40歳未満としているが、雇用対策法との関係はどうか。

A 雇用対策法の改正により、平成19年10月1日から、労働者の募集及び採用に当たって、年齢の制限を設けることができなくなっております（雇用対策法第10条）。

一方、本事業は、若手研究者の安定的な雇用の促進を目的とするものであることから、雇用対策法施行規則第1条の3第1項第3号二に該当するため、雇用対策法第10条の適用除外となります。

なお、実際の公募に当たっては、応募資格の「40歳未満であること」に加え「文部科学省の平成24年度テニュアトラック普及・定着事業による補助対象のため」等を明示してください。

雇用対策法

（募集及び採用における年齢にかかわらず均等な機会の確保）

第十条 事業主は、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められるときとして厚生労働省令で定めるときは、労働者の募集及び採用について、厚生労働省令で定めるところにより、その年齢にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

雇用対策法施行規則

（募集及び採用における年齢にかかわらず均等な機会の確保）

第一条の三 法第十条の厚生労働省令で定めるときとは、次の各号に掲げるとき以外のときとする。

（略）

三 事業主の募集及び採用における年齢による制限を必要最小限のものとする観点から見て合理的な制限である場合として次のいずれかに該当するとき

（略）

二 高齢者の雇用の促進を目的として、特定の年齢以上の高齢者（六十歳以上の者に限る。）である労働者の募集及び採用を行うとき、又は、特定の年齢の範囲に属する労働者の雇用の促進するため、当該特定の年齢の範囲に属する労働者の募集及び採用を行うとき（当該特定の年齢の範囲に属する労働者の雇用の促進に係る国の施策を活用する場合に限る。）。

II. ポストドクター・キャリア開発事業

<申請関係>

Q 本事業の対象となるポストドクターの範囲は具体的にどこまでか。

A

1. 補助対象となる者

40歳未満の博士号取得者（博士課程に標準年限以上在籍し、所定の単位を取得の上退学した（いわゆる満期退学者）を含む。）で、以下のいずれかに該当する者

- ① 大学や企業等における安定的な職に就くまでの、実施機関、他大学、他の研究機関において任期付の研究職にある者（任期付助教を含む）。
- ② 任期付研究職又は任期付助教の任期を終了し、現に任期付の研究者ではない者
- ③ 博士課程（後期）を修了し、任期付の研究職や安定的な職についていない者

2. 補助対象とならない者

以下のいずれかに該当する者

- ① 博士号を取得していない者（満期退学者を除く）
- ② 40歳以上の者
- ③ 大学等の研究機関で研究業務に従事している者であって、教授・准教授等の職にある者
- ④ 独立行政法人等の研究機関において、研究グループのリーダー・主任研究員等になっている者
- ⑤ 博士課程に在籍することなく、学位審査に合格した者（いわゆる「論文博士」を指す）

<補助金関係>

Q 共同申請を行った場合、補助金はどのように交付されるのか。

A 共同申請機関ごとに分割して交付する予定です。

Ⅲ. 女性研究者研究活動支援事業

<申請関係>

Q 申請書の作成に当たり、補助対象とはならない「取組」や「経費」を含めて申請様式を作成することは可能か

A 補助対象とはならない取組や経費は申請内容に含めないでください。なお、補助対象となるが自主的経費で実施する取組については申請内容に含めることは可能です。

<審査関係>

Q 審査要領4ページ、「3. 審査の観点」、「(1) 計画の妥当性・効率性」に「・女性研究者の研究活動を直接支援する取組（支援者の配置）に重点を置いているか。」とあるが、ここでいう「支援者」とは何を指すのか。

A ここでいう支援者とは「研究支援者」を指しますので、「支援室」で業務を担当するマネージャー、コーディネーター、相談員、事務員等は該当しません。